

# 「保護司活動とは」

東京保護観察所保護観察官 森 陽一

イタリアの社会協同組合の視察に出かけたとき、「社会的弱者」の考え方が、日本と大きく違うことに驚かされた。精神病院の解体によって解放された人々を、地域住民は受け入れ共に地域で暮らす場を作ってきた。その後、制度化されたB型社会協同組合は、「社会的に不利な人々」と共に働く場であり、障害を持つ人はもちろん、薬物依存症、罪を犯した人など、幅広い意味での「不利な立場の人」を地域の一員として迎え、活動を支援するしくみでもある。日本では罪を犯した人の社会復帰を支援する保護司の活動についてあまり知られていないので、東京都保護観察官の森氏に寄稿をお願いした。

## 更生保護のあらまし

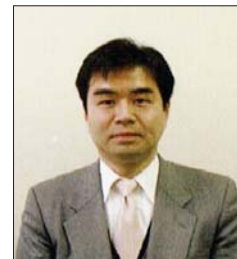
社会の秩序を乱す行為に対して、何らかの制裁を加えることは、歴史的に見ても常に存在してきました。そして、どのような行為が「犯罪」でそれに対していかなる「刑罰」が科せられるかが法律によって規定されるようになりました。基本的には、「犯罪」に対する応報として考えられてきました。

一方、罪を犯した者に対して、どのようにすればその改善更生を図ることができるかと言う問題が台頭してきました。犯罪者の改善更生を図るためには、社会と隔離し、拘禁するだけでなく、社会での生活を続けさせながら指導し、援護することが改善更生に役立つ、と言う考え方です。こうした考え方に基づいて更生保護は誕生し展開を遂げ、今日では、警察、検察、裁判、矯正の諸制度と並んで、刑事司法の重要な一翼を担うに至りました。なお、犯罪をした者及び非行のある少年を施設の中に収容して処遇する矯正処遇が「施設内処遇」と言われるのに対し、更生保護は、「社会内処遇」と呼ばれています。それは、更生保護における処遇の場が社会内であるといった意味にとどまらず、社会の資源を活用した、地域に根ざした処遇であるという意義に着目したものです。

犯罪や非行に至る過程には、その者を取り巻く社会環境が大きく影響していることから、その改善更生には、その者の努力だけでなく、地域社会の人々の理解と協力が不可欠なのです。更生保護法においては、同法の目的を達成するために、国民は「その地位と能力に応じた寄与をするように努めなければならない」と規定されています。我が国の更生保護制度が、国の機関やその専従職員だけでなく、民間のボランティア等の個人や団体の参加を期待して構成されているのは、このような考え方に基づいています。

更生保護の淵源をたどれば、古くは持統天皇が罪囚を赦免し、布や稲を下賜して更生を命じたという記事が日本書紀(720年)に見いだされます。更生保護の先駆として名高いのは、江戸時代の人足寄場(1790年)

です。これは、老中松平定信が火付盗賊改方長谷川平蔵の進言で江戸石川島に設けた施設であり、無宿・浮浪人や入墨・敲(たたき)などの身体刑の執行を終えた者を収容して職業補導、授産、教養訓練等を行い、改心した者は年限にかかわらず釈放し、引受人等に引き渡して耕地や店舗を与えるなどしたもので、画期的な犯罪者対策と言えました。



森陽一保護観察官

## 更生保護の処遇

保護観察<sup>※</sup>は、保護観察に付された者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察所の保護観察官及び民間のボランティアである保護司が協働して指導監督や自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の補導援護を実施します。

※～保護観察とは～犯罪者や非行少年に対し、保護観察官及び保護司による指導と支援を行いながら実社会の中で更生をめざす「社会内処遇」の一つです。

保護観察の対象者は、以下の4種類です。

少年	成人
<b>保護観察処分少年</b> 非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年 (約41,000人)	<b>仮釈放者</b> 懲役又は禁錮の計に処せられ、仮釈放を許された者 (約21,000人)
<b>少年院仮退院者</b> 非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院となった少年 (約8,000人)	<b>保護観察付執行猶予者</b> 刑の執行猶予をあわせて保護観察付の言渡しを受けた者 (約15,000人)

法務省のHPより参照 -2015年取扱事件数

## 保護司制度

保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって犯罪や非行のない明るい地域社会の実現を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命としています。保

護司は、一定の条件を具備する者のうちから法務大臣が委嘱し、法務大臣が定める保護区に配置される非常勤の国家公務員です。保護司の任期は2年ですが、再任を妨げません。78歳になる前日まで再任が可能となります。保護司には給与は支給されませんが、保護司がその職務を行うに当たって要した費用の全部又は一部を実費弁償の形で支給することができます。保護司の定数は、全国で52,500人以内と定められているところ、保護司の人員は、令和5年は、前年に引き続き増加し、46,956人でした。各保護司は、法務大臣が都道府県の区域を分けて定める区域（保護区）に配置されます。使命の自覚に基づく積極的な職務遂行と職務上知り得た関係者の秘密の尊重が要請されます。

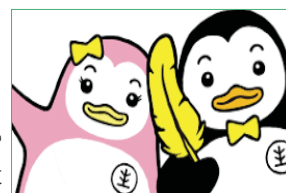
保護司の職務は、保護観察官で十分でないところを補い、地方更生保護委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、その所掌に属する職務を行います。その職務の範囲は、保護観察の他、生活環境の調整、恩赦、犯罪予防活動等の各領域にわたっています。具体的には、保護観察を受けている少年や成人の指導など、毎月面接や家庭訪問などを行い、立ち直りを助けます。また、刑務所や少年院在所中の者の出所後の生活設計等について引き受ける家族等と話し合い等を行っています。そして、犯罪や非行の予防活動として犯罪や非行した者の立ち直りを見守るよう、広く社会に呼び掛けを行っています。

### 更生保護における犯罪予防活動

犯罪予防とは、犯罪発生の原因を除去し、又は犯罪の抑止力となる諸条件を強化助長することによって、犯罪の発生を未然に阻止することです。更生保護における犯罪予防活動については、全国規模で組織的に行われている活動に「社会を明るくする運動」があります。この運動は、昭和24年に犯罪者予防更生法が施行され、同法の思想に共鳴した東京・銀座の商店会連合会の有志によって7月13日から一週間にわたって実施された「銀座フェア」が始まりとされています。昭和25年7月1日から10日間は、「矯正保護キャンペーン」として実施され、昭和26年から「社会を明るくする運動」の名称となりました。運動期間は、昭和27年以降の当初は毎年7月1日から1ヶ月間とされていましたが、今日に至るまでの間に1年を通じての運動となり、7月は強調月間とされました。

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱し、中央、都道府県及び市区町村等を単位として、運動の趣旨に賛同した機関・団体で推進委員会を構成し、各地域の実情に応じた活動を企画・実施しております。街頭広報活動、講演会、住民集会、非行防止教室、親子の触れ合いを目的としたワークショップ等の行事が約4.5万回開催されています。その参加人数は約139万

人に及び、さらに小中学生を対象とした作文コンテストは、約30.6万点の応募がありました。犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」を「社会を明るくする運動」の各種行事において胸に着用したり、更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃんをイベントに登場させたり、広報用ポスター等で活用したりするなど、多様な世代に親しみやすい方法で運動を浸透させる取組が全国で展開されています。



更生保護マスコットキャラクターペンギンのホゴちゃんとサラちゃん  
胸には「生きる」マーク、手には幸福の黄色い羽根を持つ

「社会を明るくする運動」は、長年にわたってこうした活動を続け、地方公共団体、学校、警察、ボランティア団体等地域の関係団体との連携強化。地域住民の連帯感の醸成、地域のきずな作り、若年層に対する非行問題の啓発などにおいて、一定の成果を上げ、犯罪や非行のない地域作りに大きく貢献してきました。

### 更生保護サポートセンター

保護司会をはじめとする更生保護機関団体（更生保護女性会、BBS等）と地域の関係団体及び地域住民との連携を強化し更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的として更生保護サポートセンターが全国の保護司会に設置されています。保護司活動の活発化や地域のネットワークの構築の拠点として機能しており、処遇のための面接室を備えたものもあります。近年の傾向として、保護観察の実施に当たって特段の配慮を要する対象者も増加しており、面接場所の確保も課題となっております。

また、近年の保護司の減少を受け、更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組みや若い人たちへの認知度の向上に資する広報、更生保護の枠組みを超えて他分野との連携を強化していくための各種方策が期待されています。



今年の第74回社会を明るくする運動ポスター  
毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間